

秋田県告示第601号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成26年12月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	男鹿琴丘線	男鹿市脇本百川字万丈田99から角間崎字榑沢4番5まで

2 供用開始の期日 平成26年12月14日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田県秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成26年12月12日から同月26日まで